

介護予防福祉用具貸与運営規程

株式会社 五月商店

〒509-0133 岐阜県各務原市鵜沼古市場町 2-56-3

TEL 058-384-0231

FAX 058-384-0037

(事業の目的)

第1条 株式会社五月商店（以下「事業所」という。）が開設する介護予防福祉用具貸与事業所が行う介護予防福祉用具貸与の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、福祉用具専門相談員（介護福祉士、義士装具士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士または厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者もしくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認めるもの）が要支援状態にある高齢者に対し、適切な介護予防福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイダンスに則り、事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 株式会社 五月商店
- 二 所在地 岐阜県各務原市鵜沼古市場町 2-56-3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 福祉用具専門相談員 1名（福祉用具専門相談員を兼務）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定福祉用具貸与の提供に当たるものとする。

- 二 福祉用具専門相談員 福祉用具専門相談員研修修了者等 10名（うち1名は管理者を兼務）

福祉用具専門相談員は福祉用具の選定、商品の配送、組立等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 配送 月曜日から土曜日
電話対応 月曜日から土曜日
相談窓口 月曜日から土曜日

(祝日、原則：お盆 8月13日～15日、原則：正月 12月31日～1月4日を除く。)
なお、定休日であっても利用者の状態を考慮の上サービス提供を極力行う。

- 二 営業時間 配送 9：00 から 18：00
電話対応 9：00 から 18：00
相談窓口 9：00 から 18：00

なお、電話連絡等により時間外でも一時対応が出来る体制とする。

(介護予防福祉用具貸与の内容及び、取り扱う種目、利用料等)

第6条 介護予防福祉用具貸与の内容は次のとおりとし、介護予防福祉用具を貸与した場合の利用料の額は、別途カタログ、目録に記載した金額とし、当該指定福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法上定められた自己負担割合になります。

- 一 福祉用具の選定の援助
- 二 福祉用具の取り付け、調整
- 三 福祉用具の点検
- 四 その他福祉用具の使用方法的指導

2 事業所が取り扱う福祉用具は次のとおりとする。

- 一. 車椅子
- 二. 車椅子付属品
- 三. 特殊寝台
- 四. 特殊寝台付属品
- 五. 床ずれ予防具
- 六. 体位変換器
- 七. 手すり
- 八. スロープ
- 九. 歩行器
- 十. 歩行補助杖
- 十一. 痴呆性老人徘徊感知機器
- 十二. 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- 十三. 自動排泄処理装置

3 福祉用具の貸与に係る利用料の算定方法は次のとおりとする。

- | | | |
|---|---|-----------|
| 一 | レンタル開始日とその月の15日以前の場合 | 1ヶ月分の全額 |
| 二 | レンタル開始日とその月の16日以降の場合 | 1ヶ月分の1/2額 |
| 三 | レンタル解約日とその月の15日以前の場合 | 1ヶ月分の1/2額 |
| 四 | レンタル解約日とその月の16日以降の場合 | 1ヶ月分の全額 |
| 五 | レンタル開始日と終了が同じ月内に行われた場合のレンタル料金は、1ヶ月分全額となります。 | |

- 4 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用は実費とする
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに対する同意を得ることとする。

(介護予防福祉用具貸与の提供方法)

第7条 介護予防福祉用具貸与の提供方法は次のとおりとする。

- 一 選定にあたっては福祉用具専門相談員による専門的知識に基づき、福祉用具の機能、使用方法等に関する情報提供を行い、利用者の要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止又は要介護となることの予防並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう適切に援助する。
- 二 福祉用具の搬入及び搬出については利用者の意見・要望を最優先に、日時を決定するものとし、配送担当が清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を利用者の希望の場所まで配送する。
- 三 福祉用具利用方法的指導に当たっては当該福祉用具の使用方法的、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者又は主たる介護者に交付し、安全に利用いただけるよう福祉用具の説明を引き渡し時に行う。

(緊急時等における対応方法)

第8条 福祉用具専門相談員は、配送や相談受付時に利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(苦情を処理するために講ずる措置の概要)

第9条 管理者は、提供した特定福祉用具販売に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

別添資料 「利用者から苦情を処理するために講ずる処置の概要」
「苦情対応マニュアル」

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、各務原市、岐阜市、羽島郡笠松町・岐南町、旧関市、美濃市、加茂郡坂祝町・富加町、美濃加茂市、可児市とする

(保管及び消毒方法)

第11条 介護予防福祉用具貸与の保管及び消毒は、自ら行うほか、別添「レンタル消毒委託先リスト」に掲げる事業者へ委託することとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 従業者は、資質の向上を図り、特に高齢者の心身の特性について理解を深め、良質なサービスの提供と多様化する高齢者のニーズに的確に対応でき、しかも介護全般にわたってコンサルティングができるよう以下の研修を修めるものとし、業務態勢を整備する。

- 一 新規採用者研修 採用後6ヶ月以内に採用時研修を行う
- 二 採用後研修 年間12回以上行う
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月22日から施行する。